

『限度額適用認定証』について

70歳未満の健康保険加入者の入院に係る医療費の窓口での支払いを自己負担限度額にとどめる『限度額認定証』の制度があります。つまり、どんなに治療をしても、この認定証があれば保険適用部分について一定の額以上はかからないというものです。

この助成を受けるためには『限度額認定証』を健康保険証に添えて医療機関に提出する必要があります。

限度額認定証の交付を受けるためには、**下記担当窓口で交付申請し**認定証の交付を受けてください。

国民健康保険	～	各市町村国民健康保険窓口
社会保険（協会けんぽ）	～	全国健康保険協会 (北海道支部：011-726-0352)
その他各保険組合	～	各事業所等に相談

- ※ 手続きの際には、健康保険証と印鑑をご持参ください。
- ※ 同月内に複数の医療機関での支払いがあった場合は、高額医療費の申請が必要になる場合があります。
- ※ 協会けんぽについては、郵送での手続きも可能となっております。



自己負担限度額は以下の表の通りです。（保険適用分月額）

		月単位の限度額	
		3回目まで	4回目以降
区分	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	エ	57,600円	
	オ	35,400円	24,600円

※ 区分については各世帯の所得により決定します。各申請窓口にてご確認ください。

上記の認定証が発行されましたら、速やかに当院の中央棟1階「3番 入退院窓口」へご提出ください。

※入院月に提出頂けないと、適用させることができない場合がございます。

上記の件で、何かございましたらお気軽にお問合せ下さい。



70歳以上の方

『限度額適用・標準負担額減額認定証』について

70歳以上で住民税非課税世帯の方の入院に係る医療費や入院中の食事代の窓口での支払いを自己負担限度額にとどめる『限度額適用・標準負担額減額認定証』の制度があります。つまり、どんなに治療をしても、この認定証があれば保険適用部分について一定の額以上はかからないというものです。この助成を受けるためには『限度額適用・標準負担額減額認定証』を健康保険証に添えて医療機関に提出する必要があります。

限度額認定証の交付を受けるためには、**下記担当窓口で交付申請し**認定証の交付を受けてください。

国民健康保険	～	各市町村国民健康保険窓口
社会保険（協会けんぽ）	～	全国健康保険協会 (北海道支部：011-726-0352)
その他各保険組合	～	各事業所等に相談

- ※ 手続きの際には、健康保険証と印鑑をご持参ください。
- ※ 同月内に複数の医療機関での支払いがあった場合は、高額医療費の申請が必要になる場合があります。
- ※ 協会けんぽについては、郵送での手続きも可能となっております。



自己負担限度額は以下の表の通りです。（保険適用分月額）

		月単位の限度額	
		3回目まで	4回目以降
区分	現役並み	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	一般	57,600円	
	低所得Ⅱ	24,600円	
低所得Ⅰ	15,000円		

- ※ 平成30年8月から現役並み区分の限度額が変更になっております。
- ※ 区分については各世帯の所得により決定します。各申請窓口にてご確認ください。

上記の認定証が発行されましたら、速やかに当院の中央棟1階「3番 入退院窓口」へご提出ください。

※入院月に提出頂けないと、適用させることができない場合がございます。

上記の件で、何かございましたらお気軽にお問合せ下さい。



社会医療法人 函館博栄会 函館渡辺病院 入退院係 (0138-59-6714)